

医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））

貸与事業実施規則

令和3年10月28日 制 定
令和7年10月28日 一部改正

（趣旨）

第1条 この規則は、杏林大学医学部が実施する「新潟県地域枠選抜」に合格し、同大学の医学を履修する課程に入学する者であって、将来県内の医療機関に勤務しようとする者に対して貸与する「医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））」（以下「修学資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（貸与）

第2条 修学資金は、杏林大学医学部「新潟県地域枠選抜」に合格して入学する医学生を対象として、医師免許取得後、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）が指定する医療機関に将来勤務しようとする者に対して貸与する。

（貸与額）

第3条 修学資金の貸与額は、貸与決定の月は150万円とし、以降は月額50万円とする。ただし、令和8年度からの入学者に関しては、貸与決定の月は90万円とし、以降は月額40万円とする。

（貸与期間）

第4条 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。ただし、正規の修業年限を超えないものとする。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人に対する請求は、主債務者である修学生及び他の保証人にも効力が及ぶものとする。
- 4 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合には、保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合には、保証人のうち1人を父母兄姉又はこれに代る者としなければならない。

（貸与の停止、休止及び保留）

第6条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を停止するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、留年又は休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から進級又は復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があると

きは、その修学資金は、当該修学生が進級又は復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

3 理事長は、修学生が正当な理由がないのに第 13 条に規定する書類等を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留し、さらに当該手続が遵守される見込みがないと認められる場合には修学資金の貸与を停止することができる。

(臨床研修)

第7条 修学生は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を新潟県内の病院で受けるものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した後 2 年以内に医師の免許を取得し、かつ医師の免許を取得した後、直ちに第 7 条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事し、その後医師不足が深刻なへき地等の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して 9 年以上在職したとき。

ただし、理事長が医療機関を指定するにあたり、修学生に周産期医療、小児医療、その他知事が特に必要と認める医療に従事する意思があると認める場合は当該医療を実施している医療機関を指定することができる。

(2) 修学中若しくは前号に規定する臨床研修期間中又は在職期間中に死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 医師免許を取得した後、第 7 条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事する者及び前項第 1 号に規定する医療機関に勤務する者が、出産、県外研修その他やむを得ない理由により事前に理事長の承認を受けて当該指定医療機関等で勤務しなくなった後、理事長が承認した期間内に引き続いて再び当該指定医療機関等に勤務した場合にあっては、その者を、先の医療機関に勤務した期間と後の医療機関に勤務した期間とを通じ、引き続き当該指定医療機関等に勤務したものとみなして前項第 1 号の規定を適用する。

(返還及び利息)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 1 月以内に、貸与を受けた修学資金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ年 10 パーセントの割合で算定した額との合計額を返還しなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により修学資金の貸与が停止されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から 2 年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 医師免許を取得後、前条に規定する臨床研修に従事しなかったとき。
- (4) 前条の規定により返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の事由により臨床研修に従事しなくなったとき若しくは指定医療機関での勤務をしなくなったとき。
- (5) 前条第 2 項の規定により指定医療機関等の勤務をしなくなった者が、理事長が承認した期間を過ぎても当該医療機関の勤務に復帰しなかったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 10 条 理事長は、第 8 条第 1 項第 1 号に規定する場合のほか、修学生が臨床研修に従事し、又は指

定医療機関に勤務した場合は、同条に規定する修学資金の債務の額に当該従事し、又は在職した期間を9年間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額について返還の債務（利息の返還債務を含む。）を免除することができる。

（返還の債務の履行猶予）

第11条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、特に必要と認めるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 臨床研修を受けているとき。
- (2) 第8条第1項第1号の規定により指定医療機関に在職しているとき。
- (3) 第8条第1項第1号に規定する義務履行期間中に第8条第2項の規定により義務履行期間を停止しているとき。
- (4) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

（延滞利息）

第12条 修学生は、正当な理由がなく、第9条に定める期限までに貸与を受けた修学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

（書類の提出）

第13条 修学生は、理事長の定めるところにより、学業成績書、現況報告書その他理事長の定める書類を提出しなければならない。

（関係機関との協議）

第14条 理事長は、医師養成修学資金貸与事業（以下「貸与事業」という。）の重要事項に関するこ^トについて、別に定めるところにより、関係機関との協議を行うものとする。

（負担金の徴収及び納付）

第15条 理事長は、貸与事業に要する費用に充てるため、新潟県から負担金を徴収するものとする。

2 県は、理事長からの請求に基づき、負担金を納付しなければならない。

（特別会計）

第16条 理事長は、貸与事業の経理を行うため、特別会計を設ける。

（理事長への委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月28日から施行する。

改正後の規則は、この規則の施行の日以後に貸与決定が行われる修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学生については、なお従前の例による。

医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））

貸与事業実施規程

令和3年10月28日 制定
令和4年10月7日 一部改正
令和5年11月16日 一部改正

（趣旨）

第1条 この規程は、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請及び決定）

第2条 規則第2条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び同意書（別記第2号様式の2）を、別に定める方法により、杏林大学医学部を経由して、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、申請書類等による貸与資格確認による審査等を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第3条 修学資金は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

（借用証書）

第4条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第4号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

（返還免除の申請及び決定）

第5条 規則第8条第1項又は第10条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請及び決定）

第6条 規則第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（書類の提出及び届出）

第7条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。
- (2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。
- (5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは後見開始の審判を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第8条 規則第13条に規定する理事長の定める書類等とは、この規程の第4条、第5条、第6条及び第7条に掲げる書類等をいう。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月16日から施行する。

別記第1号様式

新潟県医師養成修学資金貸与申請書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長　　様

申請者　住　所　(〒　　-　　)

写真貼付欄
4 cm×3 cm帽子やサングラス等
着用の写真及びスナ
ップ写真等は
不可。最近3ヶ月
以内に撮影された証
明写真を全面糊
付の上貼付する。

(ふりがな)

氏　名

印

生年月日　年　月　日生
性　別　男・女
電話番号
E-mail下記のとおり新潟県医師養成修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて
申請します。

申請区分 (貸与受けたい修学資金のコース)		重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」）			
所属	大学名	杏林大学		所在地	東京都三鷹市新川6丁目20-2
	学部(学科)	医学部(医学科)			
	入学年月日	年　月　日		卒業見込年月	年　月
学歴	高等学校等	年　月			
		年　月			
	高等学校等	年　月			
	以降	年　月			
家族状況	続柄	氏名	性別	居住地	職業(勤務先)
保証人	上記の者が新潟県医師養成修学資金の貸与を受けましたうえは、その連帯保証人となり、 医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則及び 同実施規程に従い、誠実に債務を履行することを保証します。				
	住所				
	氏　名			印	印
	生年月日	年　月　日生		年　月　日生	
	電話番号				
	職　業				
本人との続柄					

所 信 書

(醫師養成修學資金貸与申請書 裏面)

申請者氏名 (ふりがな)	年齢	大学・学部 (学科)
(印)		杏林大学医学部 (医学科)
申請した理由		
<p style="text-align: center;">将来の抱負 (400字以内)</p> <p>(本県の地域医療に従事する意欲やどんな医師になりたいか等について自由に記載すること)</p> <div style="border: 1px solid black; min-height: 300px;"></div>		

別記第2号様式

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

本 人 住 所

氏名

連帯保証人 住 所

氏名

連帯保証人 住 所

氏名

私は、新潟県医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))の貸与を受けるにつきましては、医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、大学を卒業後は2年以内に医師免許を取得し、直ちに新潟県内の病院で臨床研修に従事するとともに、臨床研修修了後は直ちに指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事したときから通算して9年間勤務※することを誓います。

なお、前記実施規則及び実施規程の規定により貸与を受けた修学資金の返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に修学資金及びその利息を返還します。

※9年間の勤務期間中、3、4年目及び7～9年目の5年間のうち3年間は、新潟県内の新潟県厚生農業協同組合連合会が運営する医療機関に勤務すること。

同意書

新潟県知事 殿

私は、新潟県医師養成修学資金の貸与を受けるにあたり、キャリア形成卒前支援プラン^{*}への参加について同意するとともに、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則第8条（返還の債務の当然免除）に規定される新潟県の指定医療機関等における勤務について、キャリア形成プログラム^{*}の下記事項につき同意します。

記

- 1 医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則及び同実施規程を遵守すること。
- 2 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ同免許を取得後直ちに新潟県内の臨床研修病院で臨床研修に従事すること。
- 3 新潟県が策定するキャリア形成プログラム^{*}に参加すること。
- 4 臨床研修修了後は直ちに新潟県が指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して9年間以上在職すること。
なお、新潟県が認めた場合は、キャリア形成プログラムを一時中断することが可能であること。
- 5 新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム^{*}から離脱しないこと。

新潟県は、死亡・重度の疾病等の場合を除き、原則としてキャリア形成プログラム^{*}からの離脱に同意しないこと。

新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム^{*}から離脱した場合、一般社団法人日本専門医機構が専門医の認定を行わないこと。

なお、新潟県の同意の有無に関わらず、キャリア形成プログラムから離脱した場合であっても、修学資金の貸借関係の解除に影響を及ぼさないこと。

年 月 日

入学出願者氏名：
(自署してください。)

保護者もしくは
法定代理人氏名：
(入学出願者が未成年の場合は自署してください。)

*キャリア形成卒前支援プランとは、卒後のキャリア形成等を描けるよう、大学在学中から行う支援のこと。
*キャリア形成プログラムとは、地域枠医師等のキャリア形成と想定される指定医療機関等を示したもの。

別記第3号様式

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 団

修学資金貸与決定(不決定)通知

年 月 日付けで申請のあった医師養成修学資金の貸与について、 年 月から
修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))を貸与する(修学資金を貸与しない)
ことに決定しましたので通知します。

別記第4号様式

借 用 証 書

収入印紙

印

借用金額 _____ 円

新潟県医師養成修学資金として上記金額を借用しました。については、医師養成修学資金（重点コース（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、返還事由を生じたときは、その日から1ヶ月以内に確実に返還します。

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

借 受 人 住 所

氏名

印

上記借受人の連帯保証人として、上記返還債務を誠実に履行させることを確約します。

年　月　日

連帯保証人 住 所

氏名

印

連帯保証人 住 所

氏名

印

別記第5号様式

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還債務免除申請書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊞

下記のとおり新潟県医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))の返還の債務を免除願いたいので、免除理由を証明する書類を添えて申請します。

記

1 貸与を受けた修学資金の額					
2 返還債務免除申請額					
3 差引額(1-2)					
4 修学生	氏名			住所	
5 大学名	杏林大学	学部	医学部	卒業年月日	年　月　日
6 免許番号及び取得年月日	第　号　年　月　日				
7 業務従事の状況 (休職、停職期間についても明記すること。)	期間	勤務先名称	職名	備考	
	年　月　日から				
	年　月　日まで				
	年　月　日から				
	年　月　日まで				
	年　月　日から				
年　月　日まで					
8 免除の理由					

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長

印

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還債務免除決定通知

年 月 日付けで申請のあったことについて、医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則及び同実施規程に基づき、下記のとおり修学資金の返還債務を免除する(免除しない)ことに決定しましたので通知します。

記

1 修学資金貸与額 円

2 返還免除額 円

3 差引返還を要する額 円

(返還債務を免除しない理由)

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還猶予申請書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊞

医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則
第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたいので申請します。

記

1 返還未済の修学資金の額

金 円

2 猶予を受けようとする期間

3 猶予を受けようとする理由

- ・猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長

印

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還猶予決定通知

年 月 日付けで申請のあったことについて、医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則第11条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 修学資金の返還の債務の履行を猶予する。(猶予しない。)

2 猶予期間は、 年 月から(年 月 ・ 次の理由の継続する期間)までとする。

(猶予しない理由)

別記第9号様式

修学資金貸与者現況報告書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

(貸与年度)

(修学資金) 重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」)

(貸与者氏名)

印

(大学名及び学部(学科))

杏林大学医学部(医学科)

医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規程第7条第1項に基づき、下記のとおり現況を報告します。

記

貸与者現況報告(報告日現在の状況を記入し、貸与期間中毎年4月第2月曜日までに提出すること。)

報告事項	現在の状況(変更がない場合でも全項目を必ず記入すること)
現住所	〒　一
連絡先	(電話番号) (メールアドレス)
健康状態	良好・その他()
留年の有無	○今年4月1日時点の学年(年生) ○留年の有無(有・無)
休学・停学・退学の事実の有無	無・休学・停学・退学
(「有」の場合はその期間及び理由を記入すること)	期間: 年　月　日から　年　月　日まで (退学の場合、退学年月日: 年　月　日退学) (理由)

(注1) 本書及び学業成績表は、貸与期間中の各年4月第2月曜日までに提出すること。なお、本書等の提出がなかった場合、提出されるまでの間、修学資金の貸与を「保留」する又は修学資金の貸与を「停止」することがあります。

(注2) 留年の有無及び休学、停学、退学の有無のいずれかに「有」がある場合又は記載のない項目がある場合等、事実確認のため、必要に応じて修学資金の貸与を「保留」すること等があります。また、留年・休学等の事実が確認できた場合は、規則等に基づき対処します。